

警戒レベル	新たな避難情報等		これまでの避難情報等
5	 災害発生 又は切迫	さんざゆうあんぜんかくほ 緊急安全確保 ※1	災害発生情報 (発生を確認したときに発令)
~~~~<警戒レベル4までに必ず避難！>~~~~			
4	 災害の おそれ高い	ひなんしじ <b>避難指示</b> ※2	・避難指示(緊急) ・避難勧告
3	 災害の おそれあり	こうれいしゃとうひなん <b>高齢者等避難</b> ※3	<b>避難準備・ 高齢者等避難開始</b>
2	 気象状況悪化	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
1	 今後気象状況悪化のおそれ	早期注意情報 (気象庁)	早期注意情報 (気象庁)

- ※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。
- ※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることとなります。
- ※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

### 【町が発する避難情報の変更】

災害対策基本法の改正に伴い、避難情報のあり方が見直され、避難勧告を廃止し、避難指示に一本化されました。これからは、警戒レベル4「避難指示」で危険な場所から避難するようにしましょう。

また、高齢者など、避難に時間を要する人は、警戒レベル3「高齢者等避難」で危険な場所から避難してください。

避難情報は、防災行政無線の他、ホームページやまじきメール、SNSなどで発信します。特に、まじきメールは、避難状況を把握するアンケート機能があり、大規模災害時に必要な物資などの支援につなげることができます。今年の4月に、まじきメールの登録案内チラシとクリアファイルを全戸配布していますので、災害時に慌てることのないよう、登録を済ませておきましょう。



### 【土砂災害防止月間】

6月は「土砂災害防止月間」です。また、6月1日から7日は「がけ崩れ防災週間」に定められています。

います。国土交通省と県では、一人が土砂災害の防止および被害の軽減の重要性について認識し、理解が深められるよう、啓発を行っています。



### 【緊急地震速報訓練の実施】

消防庁・気象庁は、県や町と連携して全国瞬時警報システム（Jアラート）を使用した訓練用の緊急地震速報を配信する試験を、6月17日（木）午前10時ごろに行います。防災行政無線による緊急地震速報配信から強い揺れが来るまでのわずかな時間で身をを守る適切な安全確保行動を慌てずにとれるよう、家庭や職場などで実施してください。



避難所・ハザードマップなどに関すること

■ 危機管理課 危機管理係  
☎ 286-3210

土砂災害防止月間・がけ崩れ防災週間に  
関すること

■ 建設課 工務係  
☎ 286-3301